

# 利用上の注意

学校施設利用は、学校や近隣住民に迷惑をかけないことが前提となります。

施設はあくまでも「学校施設」であることを念頭に置き大切に利用してください。利用上の注意を守れない、協議会の指示に従えない団体は、利用を認めない場合があります。

下記の事項及び各協議会のルールを厳守して利用してください。

## 1. 施設の管理および用具の使用について

○利用後は異常の有無を確認し原状復帰に努めること。施設を破損させた場合は

速やかに学校と協議会に連絡し、責任を持って対処すること。学校に連絡しないまま、利用団体のみの判断で修理業者を呼ぶ等はしないようにすること。

○許可された用具以外（学校備品）は使用しないこととし、使用した用具は元に戻すこと。器具等を壊してしまった場合は、原則、利用団体が弁償すること。

○鍵の管理・戸締りに関しては細心の注意を払い、管理方法を厳守すること。

○利用後の清掃（フロアモップやグラウンド整備）、用具の整理整頓を行うこと。

○節電・節水に努め、不必要な照明の点灯・消し忘れ・水の出しすぎ等に注意すること。

## 2. 利用時間について

○終了時間を厳守し、速やかに帰宅すること。終了時間は活動を終える時間ではなく解散の時間とする。（体育館・グラウンドともに原則午後9時まで）

※照明利用後は、消灯されていることを必ず確認すること。

## 3. 喫煙・飲食等について

○敷地内での喫煙、飲食、火気取扱いは原則禁止とする。ただし、飲食については、予め許可された場所で責任を持って飲食させること。

○ゴミは必ず持ち帰り、学校のゴミ箱や敷地内には捨てないこと。

## 4. 駐車場について

○できるかぎり徒歩・自転車で来校すること。駐車は、指定された場所や時間を厳守し、学校職員等の指示に従うこと。また、不必要なアイドリングは行わないこと。

〔 本事業での利用許可施設は、体育館やグラウンドなど体育施設のみです。〕  
〔 学校側の理解のもと駐車場を借用していることを前提にご利用ください。 〕

## 5. 利用の制限について

○災害の警報等が発令された場合は、利用を中止すること。学校によっては避難所の開設が行われるため、速やかに活動をやめること。

○コロナ感染症拡大防止等の観点から、学校施設の利用制限等がかかることがある。

制限がかかった場合には、その指示に従うこと。

### 《地震発生時の対応》

利用中に大きな揺れを感じたときは、すぐに活動を中止し、避難すること。

○利用を中止する場合。

・震度5弱以上の地震発生後。

→利用再開の目途:利用団体は、協議会への確認。(協議会は学校と確認)

・東海地震の予知情報や注意情報の発令。

・沿岸の学校において、津波警報の発令。

・学校に避難所が設置された場合。

→利用再開の目途:警報や避難勧告等が解除され、避難者の退去を確認後。

○利用を見合わせる場合。

・震度4の地震発生後

→利用を再開する場合は、利用前に施設の安全を確認すること。

・沿岸の学校において、津波注意報の発令。

## 6. その他

○保護者は、責任を持って付き添いの児童・幼児の監督をすること。

○利用前にAEDの設置場所及び利用方法の確認をすること。

○万が一の事故に備え、できるかぎりスポーツ安全保険等に加入すること。